

調達活動システムサービス利用規程

第1条 目的

- 1 調達活動システム利用規程（以下「本規程」という。）は、調達活動システム（以下「本システム」という。）の利用に際し遵守すべき事項を定めたものである。

第2条 利用資格者

- 1 本システムを利用して、各種提案募集に参加しようとする者（以下「利用者」という。）は本規程に同意し、利用者申請を行い、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）※の承認を受けるものとする。

※：東西共通サプライヤでの申請を行った場合は、文章中の「NTT 東日本」を「NTT 東日本および、西日本電信電話株式会社」と読み替えて適用する）

第3条 提供するサービス内容

- 1 NTT 東日本は、本規程に基づき、次の各号のサービスを利用者に提供する。
 - (1) 調達案件情報等の提供。
 - (2) 調達説明書等のドキュメントの配布。
 - (3) 募集案件に関する質問・回答の送受。
 - (4) 申請書類の提出。
 - (5) 選定結果に関する情報の閲覧。
 - (6) その他、NTT 東日本が必要と認めるもの。

第4条 知的財産権

- 1 本システムが利用者に対し提供するドキュメントやファイルなどは、NTT 東日本が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護される。
- 2 利用者は、NTT 東日本が利用者に提供するドキュメントやファイルなどを次の各号の通り扱うものとする。
 - (1) 本規程に従ってシステムを利用するためにのみ使用する。
 - (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わないこと。また、リバースエンジニアリングを行わない。
 - (3) いかなる目的によっても、第三者に貸与、譲渡、並びに担保の設定をしない。

第5条 機密保持

- 1 利用者は、NTT 東日本の事前の書面による承認を得なければ、各種提案募集を通じて入

手した NTT 東日本の情報を第三者に漏洩してはならない。

第6条 利用可能期間

- 1 利用者が本システムを利用できる期間は、本システムより発行される「企業アカウント」と「企業パスワード」の有効期間であり、その期間は発行から1年間である。ただし、アカウント有効期限内に別途定める延長申請を行うことにより、1年間延長することが出来る。

第7条 ID、PW管理

- 1 利用者は、「企業アカウント」および「パスワード」を適正に管理する義務を負うこととする。
- 2 利用者は、「企業アカウント」および「パスワード」を第三者に利用させたり、貸与・譲渡等を行ってはならない。
- 3 前項に反して発生した損害に対する責任は利用者が負うものとする。
- 4 利用者は「企業アカウント」「パスワード」が盗まれた場合、または第三者による不正使用が判明した場合、ただちに NTT 東日本へ連絡すると共に、NTT 東日本からの指示に従うものとする。

第8条 入札書等の提出

- 1 申請書類の受付は NTT 東日本の設定した日時に締め切られ、それ以降の提出はできない。このとき、インターネットを利用した通信の遅延等に対する時間的余裕は利用者が見込まなければならない。

第9条 利用申請事項の変更又は中止の手続き

- 1 利用者は、利用申請時に申請した内容に変更があった場合又は中止をする場合には、別に定める手続きにより速やかに変更又は中止の手続きをしなければならない。

第10条 システムの利用の停止、制限又は利用承認の取消

1 NTT 東日本は、利用者に対し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事前に通知し、システムの利用の停止、制限、もしくは利用承認を取り消すことができるものとする。

ただし、緊急を要する場合には、利用者に事前通知することなくシステムの利用を停止又は制限をすることができるものとする。

- (1) 本システムを目的外で使用した場合。
- (2) 本システムに対して、不正にアクセスした場合。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本システムに対して、ウイルスに感染したファイルを送信した場合。
- (5) 虚偽の申請又は届出等を行った場合。
- (6) 法令又は公序良俗に違反した場合又はそのおそれのある場合。
- (7) その他システムの運用に支障を及ぼした場合又はそのおそれのある場合。
- (8) その他、NTT 東日本が必要と認めた場合。

第11条 提供するサービス内容の変更、中断及びサービス終了

1 NTT 東日本は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利用者に事前に通知することなく本システムの運用を中止する措置をとることができるものとし、これに対し何らの責任も負わないものとする。

- (1) 本システムの運営上、その内容の変更が必要であると判断した場合。
- (2) 本システムの保守を緊急に行う場合。
- (3) 天災、事変その他の非常事態の発生により、本システムを正常に稼働させることが出来なくなった場合。
- (4) その他、運用上または技術上、NTT 東日本が本システムの稼働を中断させる必要があると判断した場合。

第12条 障害対応

1 利用者は、本システムにおける障害等により利用できなくなった場合には、NTT 東日本が行う申請書提出締切日時の変更（延期）やシステム利用以外の参加手段への移行等の措置に従うものとする。

第13条 免責事項

1 利用者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、申請書等の提出が遅延又は不能となる若しくは本システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において利用者が生じた損害について NTT 東日本は責任を負わない。

2 なりすまし、攻撃等を受けた場合の利用者側損害について、NTT 東日本は責任を負わない。

3 天災、事変その他 NTT 東日本の責に帰すことのできない事由により本システムの利用

が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について NTT 東日本は責任を負わない。

第 14 条 利用者への通知方法

- 1 利用者に対する通知は、本システムの表示画面への掲載、電子メール、郵送のいずれかにより実施するものとする。

第 15 条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本規程の効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。
- 2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条 規程の変更

- 1 本規程を変更した場合には本サイト上で公表するものとし、当該公表をもって、当該変更後の本規程は効力を生じるものとする。

以上